

制度分析と国際経営

—— 制度理論とアジアフロンティア地域CLMVT(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ)・中国 ——

Institution Analysis and International Management :
Institution Theory and CLMVT (Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam, Thai) · China

神奈川大学 丹野 勲

Kanagawa University
Isao TANNO

キーワード●制度理論、取引コスト、WTO、ILO

Key Words ● Institution Theory, transaction cost, World Trade Organization, International Labor Organization

はじめに

本稿では、制度、制度分析とは何かについて述べ、リージョナルな制度として地域統合・協力である ASEAN と AFTA, CLMVT (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ) について論じる。

日本企業の今後のグローバル戦略において、アジア地域は依然として重要であろう。最近 BRICs の台頭が話題となっているが、BRICs とは今後成長が期待される大国、ブラジル、ロシア、インド、中国である。中国とインドはアジアであり、ロシアも極東アジア地域にある。将来においてもアジアは、日本企業のグローバル戦略において最も重要な地域であろう。

本稿では、ASEAN と AFTA について言及し、アジア地域の中で、これからの発展が期待されるアジアのフロンティア諸国として CLMVT を取り上げる。

制度分析の理論

制度分析の先行研究、関連研究

第1の制度分析の先行研究・関連研究として、経済学の分野での制度研究として制度派経済学、比較制度分析¹⁾がある。この研究には、North (1990)、Coase (1988)、Milgram & Roberts (1992)、青木 (1992)、青木 (1995)、青木 (2001)、Marsden (1999)、Eggertsson (1990)、Hall & Soskice (2001) などの研究が著名である。そのほか、比較制度分析の視点で中国の経済を研究した呉 (2007)、雇用システムを研究した Marsden (1999) などは注目される。

第2の制度分析の関連研究として、資本主義の多様性に関する経済学からの研究がある。世界各国は、ひとしくグローバル市場主義の圧力にさらされているが、そのことは必ずしも世界が同じ型の市場主義経済に収斂することを意味しない。各国の制度的多様性を

認識し、資本主義の多様性を認識すること。すなわち、資本主義のパターンは唯一ではないという理論である。代表的研究として、Crouch (1997), Hampden&Trompenaars (1993), M.Albert (1991), Kay (2004), Amable (1993), Amable (2003)、山田 (2008) などがある。

第3の制度分析の関連研究として、経営学分野の制度研究としてコーポレートガバナンス論がある。周知の通り、経営学ではコーポレートガバナンスに関する多くの研究がある。その中で、欧米（イギリス、ドイツ、アメリカなど）、アジアに関するコーポレートガバナンスの国際比較の研究が注目される。代表的な研究として、Charkham (1994), Chew (1997), Jacoby (2005), 深尾・森田 (1997)、菊澤 (1988)、菊澤 (2004)、菊池・平田 (2005)、高橋 (1995)、森 (2005)、今泉・安部 (2005) などがある。

第4の制度分析の関連研究として、企業経営の国際比較を研究対象とする比較経営学の研究がある。この研究は、膨大な研究成果があるが、世界的レベルでの経営文化の国際比較研究として Hofsted (1980), 競争優位の視点からの研究として Porter (1990)、日英経営比較研究として Dore (1973), 日独経営比較として大橋・小田・G. シャンツ (1994)、日米経営比較として岡本 (2000)、加護野・野中・榊原・奥村 (1983)、安保・板垣・河村・公文 (1991)、日本とアジアの経営比較として小池・猪木 (1987)、市村 (1988)、岡本 (1988)、板垣 (1997)、日米欧の自動車産業の国際比較として藤本・クラーク (1991)、日米欧の人的資源管理の比較研究として白木 (2006) などが代表的である。

第5の制度分析の関連研究として、社会主義から市場経済への移行政策に関する主に経済学からの研究として移行の経済学がある。社会主義から市場経済への移行政策として急進主義（ショック療法、ビックバン）と漸進主義のアプローチがある。急進主義モデルを採用した国として旧ソ連、ポーランド、チョコなどの旧東欧諸国があり、漸進主義モデルとして中国、ベ

トナム、ラオスなどがある。注目されている中国、ロシア、ベトナムは移行国である。代表的な研究として、Lavigne (1999)、グエン・スアン・オアイン (1995)、石川・原 (1999)、中央大学経済研究所 (1998)、大野 (1996) などがある。

第6の制度分析の関連研究として経済学分野の制度研究として、開発経済学（発展途上国・アジア経済）がある。特にUNDP（国連開発計画）の年次報告書“Human Development Report”、世界銀行（World Bank）の年次報告書“World Development Report”，アジア開発銀行（Asian Development Bank）の調査研究が注目される。代表的な研究として、Todaro & Smith (2003), 原 (1996)、大野、桜井 (1997)、渡辺編 (2004) などがある。

第7の制度分析の関連研究として、法律の国際比較としての「比較法」、法律と経済・企業という視点での「法と経済」という研究が注目される。比較法は、憲法、会社法、商法、外国投資法、労働法、証券法、民法などの分野での研究がある。法と経済学は、法律が実際の経済・企業経営にどのような効果をもたらすかについての理論的・実証的研究である。著者は、法・制度と経営というテーマがこれからの重要なフロンティア領域になるであろうと考えている。また、法の国際比較、特にアジア諸国の法などの研究を注目している。代表的な研究として、香川 (2000)、小林 (2000)、志村 (2003)、安田 (2003)、Shavell (2004) などがある。

第8の制度分析の関連研究として政治学の制度研究がある。政治学の制度研究として、主権国家、統治構造、法の支配、憲法、民主主義、選挙制度、議会制度、官僚・行政制度などの政治制度の研究がある。代表的な研究として、河野 (2002)、小林 (2001)、館林・曾我・街鳥 (2008)、盛山 (1995)、盛山 (2000) などがある。

第9の制度分析の関連研究として社会学の制度研究がある。社会学の制度関連研究として、近代化論、新制度派組織理論、社会学的新制度論、機能主義理論などがある。代表的な研究と

して、Scott (1995)、Keer (1960)、Keer (1983)、Ballah (1957)、Persons & Shils (1954)、マッシュ・萬成 (1977)、富永 (1988) などがある。

新制度派経済学

新制度派経済学 (New Institutional Economic) の中心的理論は、取引コスト理論 (The Theory of Transaction Costs) である¹⁾。制度派経済学の考え方は、新古典派経済学で仮定されている完全合理的な経済人に対し、人間を限定合理的 (Bounded Rationality) な存在とみなすことである。これは、Simon によって示された、人間は最適化ではなく満足化によって行動するとする仮定である²⁾。

取引コスト理論は、Coase, Williamson などによって展開された理論である。新古典派経済理論では、市場は効率的な資源配分システムであるとみなされ、取引の過程でコストがかからないと仮定した。一方、新制度派理論の代表的学者である Coase は、取引にはコストが発生すると考えた。さらに、取引費用がゼロの世界では効率的な結果が常に成立するが、もし取引に費用がかかるのであれば効率的な結果は生じないだろうというコースの定理を明示した。

取引コスト (transaction costs) とは、①交渉 (negotiation)、②測定 (measurement)、③執行 (enforcement) などの費用である。交渉コストとは、取引相手と合意するために交渉する費用である。測定コストとは、財やサービスの属性の全てを測定するための費用である。たとえば、ある製品を購入するためには、価格だけではなく製品の性能、機能、品質、耐用年数、信頼性、納期、アフターサービスなどの属性について、情報を集めたり、探索するという測定費用が発生する。執行コストとは、取引を行なう際の費用や取引後の費用 (遅延やトラブル、故障や不良品への対応、アフターサービス、金銭回収、賠償金の交渉、裁判などの司法、保険、取引先倒産のコストなど多様である) である。すなわち契約コスト、契約履行後の監視コ

ストなどである。たとえば、契約後に契約に違反する事実が発生されたとき、その違反に対応するコストが発生する。評判、反復取引による取引、市場での競争は、執行費用を低くする。この執行費用は、国ごとに相違し、一般的に執行費用の高い国 (発展途上国に多い) では、取引費用が高くなり、多くの潜在的な取引は実現しなく、結果として経済発展は阻害される場合がある。その意味で、経済発展においても執行費用の概念は重要である。

Coase は、所有権 (property rights) と制度についても以下のような理論を提示した。もし取引費用がゼロであれば、所有権の配分にかかわらず効率的な結果が生ずる。取引費用が存在すれば、所有権の配分は経済的な結果に大きな影響を及ぼす。すなわち、取引費用がかかる現実の世界では、財産に対する所有権 (例えば土地、建物、企業財産、天然資源、知的所有権、金融資産など) の制度は、経済的な結果に大きな影響を及ぼすのである。

Williamson は、取引コストは取引状況をめぐる①不確実性、②取引頻度、③資産特殊性に依存するとしている。取引の不確実性が高ければ、より高い取引コストが発生する。取引頻度が高く、取引の度に相手の情報が入手できれば、取引コストは低下していく。資産特殊性が高ければ、また関係に特殊な投資がなされれば、取引コストが高くなる。資産特殊性という概念は、特定の者との取引ではその資産価値は高い価値を持つが、他の者との取引ではその価値が低下するような資産である。資産特殊な投資を行うと、投資が回収できない埋没コストとなることを恐れて、それに投資した資金を回収するまで特定の者との取引関係を破棄できにくい。それゆえ、資産特殊性が高い投資を行った者は、常に取引相手から駆け引き、脅し、法外な要求を請求される可能性があり、このような取引コストが高くなるのである。

新制度派経済学は、一国の制度的枠組みは、長期間にわたる経済パフォーマンスを決定する

要因として最も重要であると考えている。政府の重要な役割は、取引費用を下げる制度的枠組みを作ることである。この制度的枠組みには、その国の成文化されたフォーマルなルール、成文化されない行動規範としてのインフォーマルなルール、および執行メカニズムである。取引される財・サービスの所有権を明確にすることによって、測定や執行のための費用が下がれば、制度は取引費用を下げるができる。もし取引をめぐる紛争が起きれば、公平で適正な訴訟手続きと裁判制度が必要である。取引費用が下がれば、取引は供給側、需要側とも容易となり、よく機能する市場となる。経済は、どのようにして低い取引費用を実現するか、一国の法規制などのルール、慣習、執行制度などの制度的枠組みが取引費用を決定するのである。別の言い方をすれば、多くの発展途上国は、高い取引費用が生ずる制度と非競争的な市場であったことが経済発展を阻害したのである。その意味で、本書の研究対象であるアジアフロンティア地域の経済開発において制度はきわめて重要であるといえる。

さらに、Williamson は、企業国際化の論理としての多国籍企業の内部化理論を提唱した³⁾。世界的な規模でも、貿易には無数の障壁や、他の不完全市場が存在するので、多国籍企業は、国際的な市場の不完全性を内部化し、取引コストを減らす。ここでいう内部化とは、企業内に市場を作り出すプロセスをいう。この企業の内部市場は、欠陥のある正規（または外部）市場に代替し、資源配分と流通上の問題は企業内の管理命令を用いて解決する。企業の内部価格（あるいはトランスファー価格）は、企業の組織活動を円滑化するだけでなく、内部市場が、正規市場と同じように効率的に機能できるようにする。すなわち、外部市場において取引コストが高い場合、それらを内部化する理由が発生する。経済には、そうした市場の不完全性があるため、企業が内部市場を創出したいという強い動機はつねに存在する。多国籍企業は、

取引コストを減らすために、海外子会社の設立、垂直統合、戦略的提携などの企業国際化を行い内部化するのである。

比較制度分析

経済発展論の観点からすると、新制度派経済学（ダグラス・ノース）を中心とするグループの業績は注目される⁴⁾。ノースは、経済発展をした国は、「取引費用」を下げるように制度を改善したからだと主張している。取引費用というのは、取引にかかる費用で、輸送費、宣伝費、また信用取引で債権を回収するための費用などで、この費用が高い限り、取引量は増えず、そのため生産も増えないと主張する。制度がどのように影響を与えているかが、国の経済の発展を判断する重要な基準であるとしている。

制度分析の代表的理論として、経済システムの比較制度分析という経済学のアプローチがある。この理論の概要をみてみよう。経済システムの比較制度分析（comparative institutional analysis）は、経済システムや経済制度をさまざまな制度の集まりと考えることで、経済システムの多様性とダイナミズムを理論的・実証的に分析しようとする経済学の新しい分野である⁵⁾。その研究対象は、市場経済の比較分析のみならず、社会主義経済から市場経済への移行の問題等、多岐にわたっている。

比較制度分析の重要な鍵概念は、制度（institution）である。制度は、社会におけるゲームのルールである。さらに、制度は、人々によって考案された制約であり、相互作用を形づくり、また、インセンティブ構造でもある⁶⁾。制度は、日常生活に構造を与えることにより不確実性を減少させる⁷⁾。すなわち、人間は、意思決定の相当部分を埋め込まれた制度集合によって決定することにより、不確実性を低減させようとするのである。

比較制度分析は、経済システムを次のような新しい視点から分析しようとする⁸⁾。

第1は、同じ資本主義経済システムであって

も、どのような制度がその内部に成立しているかによって、さまざまな資本主義システムがあり得るという「資本主義経済システムの多様性」という視点である。これは、経済システムには理想的な、普遍的なモデルが存在しないと考え、地球規模で多様なシステムが共存・競争するという多様性の経営利益を重視するという考え方である。

第2は、1つの制度が安定的な仕組みとして存在するのは、社会の中である行動パターンが普遍的になればなるほど、その行動パターンを選ぶことが戦略的に有利となり、自己拘束的な制約として定着するからであるとする、制度のもつ「戦略的補完性 (strategic complementarity)」という視点である⁹⁾。システムの中で1つの仕組みの割合が増えるほど、その仕組みを選ぶことが有利になることを、「戦略的補完性」が存在するという。1つの社会の中で成立している制度の体系が比較的同質的なのは、これらの制度に戦略的補完性が存在しているからである。現実の経済システムは、経済システムの内部では対象ごとに比較的同質的な制度が成立しているのに対して、異なる経済システムの間には大きな制度の違いが存在し、お互いの経済システムの異質性が際立っている理由として、この補完性がある。

第3は、多様なシステムが生まれるのは、1つのシステム内のさまざまな制度がお互いに補完的であり、システム全体としての強さを生み出しているからであるとする経済システム内部の「制度的補完性 (institutional complementarity)」という視点である¹⁰⁾。制度的補完性とは、複数の制度間の相互補完性—すなわち一方の制度の存在が、他方の制度のシステム全体にもたらす価値を高める関係—を意味する。

第4は、そのため経済システムには慣性があり、経済の置かれた外部環境と蓄積された内部環境の変化と共に徐々に進化・変貌するとする経済システムの深化と「経路依存性 (path

dependence)」という視点である¹¹⁾。「経路依存性」とは、小さな出来事や偶然の事情の結果が解を決定し、それが支配的になると、人のある特定の経路に向かわせる事である。

以上のように、比較制度分析では、経済システムの制度の多様性とその論理を世界的な視点より分析する。比較制度分析では、制度に対して二面的な関心を払う。1つは現存する経済制度の安定性・固定性であり、もう一面はさまざまな制度の存在可能性や可変性および進化にまつわるものである。比較制度分析は現存の制度がなぜ安定的に機能しているのかを明らかにするとどまらず、制度の生成・変容に対してもダイナミックな分析を行おうとする試みである。

Marsden は、比較制度分析の視点で、雇用システムに関する極めて注目すべき理論を提示している¹²⁾。雇用関係は現代の企業に欠かすことのできない制度の1つであり、国際的な雇用システムの多様性について理論化している。彼は、雇用取引という観点から、2つの職務のルールに分類する。第1の職務のルールは、ひとまとまりの業務を確定し、その遂行に責任を負った職務担当者に業務を割り当てるという「業務優先アプローチ」である¹³⁾。それは、職務記述書などで職務を明確にし、いわば仕事に人を合わせるというルールである。第2の職務のルールは、職務担当者の特定の職務領域（たとえばブルーカラーでは職域・職種別の職務領域）と関連において、業務を確定するという、「機能・手続き優先アプローチ」である。それは、いわば人に仕事を合わせるというルールである¹⁴⁾。さらに、彼は、同じく雇用取引という観点から、2つの職能のルールに分類する。第1の職能のルールは、業務を職務にまとめ職務を労働者の能力と一致させる方法として、生産の側から始め生産システムにおける業務の補完性を求める「生産アプローチ」である¹⁵⁾。それは、いわば人と仕事を一体一に対応付けるというルールである。第2の職能のルールは、ある一

定の仕事に必要なとされる能力を確定し、認知された資格（たとえば公式の証明書や慣行によって与えられる資格、仲間内の慣習に基づき資格もある）を基にしてそれらの能力は労働者に割り振り、これによって業務を割り当てるという、「訓練アプローチ」である¹⁶⁾。それは、いわば人と仕事を切り離した上で、2つを対応付ける手続きを明示するというルールである。

彼は、以上のような2つの職務のルール、および2つの職能のルールというマトリックスから、4つのルールを導出している¹⁷⁾。第1は、「業務優先アプローチ」でかつ「生産アプローチ」というルールを、「職務ルール」と呼び、フランスとアメリカが典型的に当てはまるとしている。第2は、「業務優先アプローチ」でかつ「訓練アプローチ」というルールを、「職域/職種ルール」と呼び、イギリスが典型的に当てはまるとしている。第3は、「機能・手続き優先アプローチ」でかつ「生産アプローチ」というルールを、「職能のルール」と呼び、日本が典型的に当てはまるとしている。第4は、「機能・手続き優先アプローチ」でかつ「訓練アプローチ」というルールを、「資格ルール」と呼び、ドイツが典型的に当てはまるとしている。

Hall & Soskice (2001) は、比較制度分析の視点から、資本主義の多様性を理論化している。彼らの関心は、企業のための比較制度優位を創造する諸制度を解明することであり、その主要な制度として①教育訓練制度、②労使関係と労働市場システム、③コーポレートガバナンス、④組織間関係、であるとしている。資本主義の多様性という視点から、①コーディネートされた市場経済、②自由な市場経済という2つの資本主義に類型化した。第1のコーディネートされた市場経済とは、制度的枠組みが企業間および企業・従業員間のコーディネーションの多くを市場の外で可能とする市場経済であり、ドイツ、日本などが典型的である。第2の自由な市場経済とは、制度的枠組みがより規制緩和された市場主導型の経済であり、アメリカ、イギリ

スなどが典型的である。以上のように、制度的枠組みが経済間で異なるため、企業の比較制度優位 (corporate institutional advantage) も異なるとする。企業の比較制度優位とは、ある特定の政治経済の持つ制度的構造が、企業に対し、その特殊なタイプの活動に従事する上で優位性を与えるというものである。企業とは、収益性を求めて、財やサービスを開発・生産・流通する能力として理解し、そうしたコア・コンピタンスや動態的能力を開発し、活用する存在である。こうした能力にとって決定的に重要なのは、内部的には企業自身の従業員との関係であり、外部的にはサプライヤー、顧客、協働者、労働組合、事業者団体、政府などのステークホルダーとの関係である。すなわち、制度は経済学というと、取引コストやプリンシパル・エージェント関係に関する問題である。要するに、企業の能力は、このような広範囲なステークホルダーと効果的にコーディネートする力量に依存するのである。

レギュレーション理論

制度に関連する研究として注目されるのは、レギュレーション学派の経済学である。レギュレーション学派の代表的研究として、Amable (2003)、Albert (1991)、Crouch & Streek (1997)、Boyer (1993)、Boyer (2004)、Orlean (1999)、ボウイエ・山田鋭夫 (1993-a)、ボウイエ・山田鋭夫 (1993-b)、ボウイエ・山田鋭夫 (1996)、ボウイエ・山田鋭夫 (1997)、山田鋭夫 (2008)、などがある。

レギュレーション学派の基本的考え方は、各国経済はそれぞれの社会や歴史を踏まえた諸制度のうちに埋め込まれており、それによって多様な資本主義を形成しているという、社会経済システムの多様性という考え方である。市場主義を普遍的価値とするアメリカを中心としたアングロサクソン型経済が、資本主義の唯一のモデルであるという考え方ではなく、各国の制度的多様性を認識することによって、資本主義の多

様なモデルが存在すると考える。すなわち、グローバル化の圧力の下でも、各国は市場主義的、アングロサクソン型経済への収斂を意味するものではないのである。レギュレーション学派の経済学は、このような基本的仮定に基づき、注目すべき研究成果が相次いで発表されている。

Crouch & Streek (1997) は、規制緩和やフレキシブルな労働市場といった新自由主義を批判し、レギュレーション学派の視点から資本主義の多様性を主張する。この観点から、日本、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、アメリカの資本主義の特徴に関して、制度の視点から各国の多様性を論じている。資本主義の多様化が生ずるのは、①競争的市場および所有権に基づくヒエラルキー組織、②国家、③委員会や労働組合といった公認の諸団体、④非公式なコミュニティやネットワーク、などの制度が国ごとに異なっているためであるとしている。

競争的市場および所有権に基づくヒエラルキー組織の代表的なものは、企業組織である。各国の企業組織は、市場ルールや所有構造が相違している。例えば日本の大企業では、自らのうちに完結した文化やコミュニティを作り出し、経済的存在としての個別的交換の組織のみではなく、社会的制度ともなっているのである。また、内部労働市場を発達させ、従業員間の長期勤続を奨励し、会社レベルの社会政策を発展させるようになる。こうした企業は、高度に競争的な生産物市場の内部で存続する一方、自らの労働関係においては市場ルールが作用しないようにしている。アングロサクソン型のヒエラルキー的企業と区別して、こういった企業は制度化された企業ということが出来る¹⁸⁾。国家は、その国の資本主義経済の運営に深くかつ多様に巻き込まれており、その結果国家的伝統が異なるれば経済行為のルールや帰着がまったく異なるものになる。委員会、労働組合、経営団体などの公認の諸団体 (associations) は、競争者間の協力が組織され、利害対立的な諸グループ間

の集团的交換ルールについて交渉が持たれ、その結果、市場や企業の機能が修正されたり国家ごとに多様性がみられたりすることになる。非公式なコミュニティやネットワーク (例えばイタリアでの企業ネットワークや日本での下請ネットワークなどがある) は、ある国ではこれが相当の割合をコントロールしており、さまざまな程度においてその他の統治システムを維持したり、変形させたりしているのである。

しかし、こうした資本主義の多様性は、グローバル化の名のもとに超大国アメリカの政治的支配力によるアメリカ制度の他国への押し付け、経済理論で支配的な自由主義モデルなどの多くの要因によって深刻な脅威にさらされているとしている。

Boyer (2004) は、制度の生成において政治的なものが決定的に重要であると指摘している¹⁹⁾。例えば、雇用関係における各国の制度の多様性は、その国での労働者と経営者の政治的な闘争により生じたものである。さらに、レギュレーション理論における制度とは、基本的社会関係を制度化したものであり、①貨幣形態および貨幣体制、②賃労働関係の形態、③競争形態、④国際体制の参入形態、⑤国家形態、という5つの基本的制度が重要であるとする²⁰⁾。貨幣形態および貨幣体制とは、特定の国および時代において、交換主体を創設する基本的な社会諸関係である。賃労働関係の形態とは、資本と労働関係の構図であり、これはさまざまな労働組織類型、生活様式、賃労働者の再生産状態の間の関係から構成される。競争形態とは、市場での競争メカニズムである。国際体制の参入形態とは、商品貿易、直接投資などによる海外生産移転、海外からの資金調達などのルールである。国家形態とは、制度化された国家のルールである。

Amable (2003) は、資本主義モデルとして、「アングロ・サクソン型」、「アジア型」、「大陸欧州型」、「社会民主主義型」、「地中海型」という5つに類型化している²¹⁾。

第1のアングロ・サクソン型資本主義モデルは、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリアのクラスターで、市場ベース型資本主義である。アングロ・サクソン型モデルの製品市場の特徴としては規制緩和された製品市場、すなわち企業活動への低い障壁、低水準の国家統制や公的所有などである。労働市場の特徴としては労働市場のフレキシビリティ、すなわち短い解雇予告期間、試用期間の存在、不当解雇の場合でさえ雇用保障は少ない、常用雇用に対する雇用保障は少ない、安易な解雇、賃金のフレキシビリティなどである。金融の特徴としては市場ベース型金融システムとコーポレートガバナンス、すなわち大規模および中規模株式会社機関における分散所有、機関投資家のポートフォリオに占める株式の割合は大きい、上場企業の多さ、活発な金融市場（株式新規企業）、大規模な金融市場、機関投資家の中での年金基金の重要性、同族支配の企業、ベンチャー・キャピタル、銀行の高い収益性、などである。福祉の特徴としては福祉の自由主義、また教育の特徴としては競争的教育システムであるとしている。

第2のアジア型資本主義モデルは、日本、韓国のクラスターである。アジア型資本主義モデルの製品市場の特徴としては、規制されたというより統治された製品市場競争である。労働市場の特徴としては規制された労働市場、すなわち常用雇用の保護、一時雇用の保護などである。金融の特徴としては銀行ベース型金融システム、限定的なベンチャー・キャピタルである。福祉の特徴としては低水準の社会保障、教育の特徴としては私学による教育システムであるとしている。

第3の大陸欧州型資本主義モデルは、スイス、オランダ、アイルランド、ベルギー、ドイツ、フランス、オーストリアのクラスターである。大陸欧州型資本主義型モデルの製品市場の特徴としては市場による強い規制である。労働市場の特徴としてはコーディネートされた労働

市場、である。金融の特徴は銀行ベース型金融システム、すなわち金融機関による企業のコントロール、保険会社の重要性である。福祉の特徴としてはコーポラティズム、すなわち主として雇用ベースの給付である。教育の特徴としては、公的教育システムであるとしている。

第4の社会民主主義型資本主義モデルは、デンマーク、フィンランド、スウェーデンのクラスターである。社会民主主義型資本主義モデルの製品市場の特徴としては規制された製品市場である。労働市場の特徴としては規制された労働市場、すなわち積極的労働市場政策、高い労働組合員比率などである。金融の特徴は銀行ベース型金融システムである。福祉の特徴としては普遍主義モデル、すなわち家族向けサービスの重要性などである。教育の特徴としては、公的教育システムであるとしている。

第5の地中海型資本主義モデルは、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインのクラスターである。地中海型資本主義モデルの製品市場の特徴としては規制された製品市場、すなわち企業に対する行政の責任、公的部門などである。労働市場の特徴としては規制された労働市場、すなわち一時的労働の制限、経営者と従業員間の対立的関係などである。金融の特徴は銀行ベース型金融システムである。福祉の特徴としては制限された福祉国家、すなわち高齢支出の重要性などである。教育の特徴としては、脆弱な教育システム、すなわち教育とくに高等教育への支出が少ない、低い入学率、科学・技術高等教育の弱さ、などであるとしている。

Albert (1991) は、資本主義経済をアメリカ、イギリスなどの「ネオライン型資本主義、あるいはアメリカ型モデル」、ドイツ、日本、スイスなどの「ライン型資本主義モデル」という2つに類型化している²²⁾。ネオライン型モデルは、個人の成功と短期的な金銭利益を土台としている。ライン型モデルは、集団での成功、コンセンサス、長期的配慮に価値を見出している。

ネオライン型資本主義は、競争主義、能力主

義、賃金格差、社会の2元制（社会、教育、医療、階層などの格差）、株主重視、市場からの資本調達、M&A、金融資本主義などの特徴を持つ、アングロサクソン型資本主義である。

ライン型資本主義は、賃金格差の少なさ、社会的平等、能力と年功を重視した昇進・賃金システム、職業訓練の重視、株主・経営者・従業員の権力のバランス、銀行および市場からの資金調達、銀行と企業との産業共同体、製造業の競争力の強さ、などの特徴を持つ。ライン型資本主義モデルでは、共同体の利益が、個人の利益よりも価値がある、つまり共同体の中にある個人というものが特別に重要である。ライン型資本主義は、経済的、社会的優位を持つにもかかわらず、近年、金融・資本などのグローバリゼーション、アメリカの金融機関とメディアの優勢性、グローバルなM&A、規制緩和などによりネオライン型資本主義、あるいはアメリカ型モデルが優位となり、ライン型資本主義が後退してきていると指摘している。

移行の経済学

制度の関連する研究として、移行の経済学に関する研究も注目される²³⁾。本稿は、アジアフロンティア地域の国際経営や制度をテーマとしているが、アジアフロンティア地域のラオス、ベトナム、中国、ミャンマー（共産党による移行ではないが社会主義的経済体制から軍事政権による移行である）は、社会主義的経済から市場経済に移行しているという点で、関連が深い。移行政策には、移行のスピードの観点から「急進主義的、ビックバン、ないしショック療法」と「漸進主義」に分類できる。

ビックバンによる移行は、旧東欧のポーランド、チェコスロヴァキア、エストニア、ラトビアなどやロシアが採用したアプローチである。ビックバンは、短期間のうちに社会主義的な経済体制から市場経済へ移行する戦略で、新しい政府が過去の逆戻りを排除し、政治的・社会的合意を背景に、抜本的手段を賦課することを意

味する。短期的には、経済・社会的混乱が生じるが、短期間のうちに收拾しようとする。アジアでは、このようなビックバンによるアプローチはほとんど採られていない。漸進主義による移行は、旧東欧のハンガリー、スロヴァキア、ルーマニア、リトアニアなどが採用したアプローチである。アジアの諸国のほとんどの移行国、中国、ベトナム、ラオスなども漸進主義的アプローチを採っている。漸進主義の基本的考え方は、経済の構造的転換には本来時間がかかるというものであるため、時間をかけて試行錯誤しながら改革しようとする思想である。また、移行における社会的コストをできるだけ小さくしたいという考え方である。

移行政策として、価格自由化、民営化、銀行改革、資本市場の創設、経済の開放、労働市場改革、農業改革、法制度の確立などの政策がほとんどの国で採られている。第1の価格自由化は、統制価格、管理価格、配給制などから市場による価格決定に移行することである。移行期には、価格の自由化が行なわれるため、ほとんどの国で高いインフレという問題が生じている。たとえば、ベトナムでは移行期に3桁のインフレに見舞われた。移行経済では、インフレの抑制、財政赤字の削減、通貨価値の安定などのマクロ経済政策も重要である。第2の民営化は、旧所有者への資産などの返還、土地の私的所有ないし使用权、企業の民営化などがある。第3の銀行改革は、中央銀行と独立した商業銀行の設立による2層の銀行システムの創出、銀行の民営化、民間銀行の設立などがある。第4の資本市場の創設は、証券取引所の開設、民間企業や政府の債券の発行などがある。第5の経済の開放として、外国貿易自由化、単一為替レート、外国からの投資を促進する外資法の制定、輸出加工区や工場団地の整備、国際機関（IMF, GATT, WTO等）への参加などがある。第6の労働市場改革として、採用・賃金など人事に関する企業の自主権、労働移動に関する規制緩和などがある。第7の農業改革として、集団農

業から家族単位の農業、農業自主権、農地の所有権・使用権の賦与などがある。第8の法制度の確立は、所有権や使用権を規定・執行し、契約法を定め、競争を促進するような法制度の確立である。このような法制度は、取引費用を下げ、市場経済を作るために欠かせない制度的枠組みの基礎となる。

比較法、アジア法

制度の関連する研究として、比較法、アジア法などの法律学に関する研究も注目される。比較法は、法学分野での法の国際比較である。たとえば、アジア法、ヨーロッパ法、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法などのような研究領域である。

安田(2005)は、アジア法の分野で興味深い研究を展開している。安田は、アジア諸国の会社法について、大陸法系諸国、英米法系諸国、社会主義移行諸国の会社法に分類している²⁴⁾。

第1の大陸法系会社法諸国としては、日本、台湾、韓国、インドネシア、タイをあげている。台湾と韓国の会社法は、日本の植民地時代の影響で日本法と共通する側面が大である。インドネシアは、アメリカ法や日本法の影響もあるが、基本的にはかつての旧宗主国であるオランダ法の影響が強い。タイは、民商法典(1935年制定)については英仏の影響が強く、公開会社法(1992年制定)についてはアメリカ法をはじめ多くの国の立法が参照された。

第2の英米法系会社法諸国としては、インドを中心とする南アジア、マレーシア、ミャンマー、シンガポールをあげている。インド、スリランカ、パキスタン、バングラディシュは、旧宗主国であるイギリス会社法の影響が強い。ミャンマーの会社法もまたイギリス法の影響が強い。マレーシアとシンガポールは、イギリス、アメリカ、オーストラリア法の影響が強い。

第3の社会主義移行諸国としては、中国、ベトナム、カンボジアというアジア諸国をあげている。中国、ベトナム、カンボジアは、社会主

義経済を反映して、1980年代に入るまでは、「企業法」はなかったが、その後移行政策、改革政策を採用して企業法が制定されるようになった。中国は1994年に「会社法」、ベトナムは1990年に「企業法」、カンボジアは2005年に「商業企業法」を制定した。

香川(2000)は、アジアの労働と法に関して注目すべき研究成果をあげている。アジアの労働法の特徴として、権威主義体制下での開発法学としての労働法、民主主義としての労働法という、2つの側面があるとしている²⁵⁾。アジア諸国における労働法は植民地時代(タイは別)からすでに労働法は存在し、フィリピンはアメリカ、シンガポールとマレーシアはイギリス、インドネシアはオランダ、韓国は日本、台湾は日本とドイツの影響を受けている。植民地にならなかったタイの労働法は、ドイツやフランスの大陸法系の方を受け継ぎ、戦後アメリカ法の影響も受けている。

アジアの労使関係法の特徴としては、権威主義的体制下の政府がその状況を強制的に作り上げるためのシステムを作り上げていることである²⁶⁾。具体的には、労働組合の登録制度、組合組織形態の限定、企業内組合の限定、1企業1組合主義の強制、ナショナル・センターの一本化、団体交渉の法定化、労働協約の登録・認証制度、強制仲裁制度、争議禁止範囲の拡大、輸出加工区における労働基本権の規制、などである。この中で最も重要なのは、組合の強制労働制度である。登録が認められてはじめて組合としての存在が認められる。登録には要件があり、それにあわなければ登録は認められない。組合の登録制度はイギリスを宗主国とするインド、マレーシア、シンガポール、香港、およびタイにみられる。シンガポール、マレーシア、香港では強制登録制度、インドでは組合登録が任意、タイでは組合の設立認可主義が採られている。労働組合の登録制度は、政府の関与する程度が極めて高い制度であり、組合員の組合を設立する自由、組合を運営する自由などが非常

に制限されているという特徴がある。

また、アジアの雇用関係法の領域での特徴としては、ILO 条約が中核的な労働基準となっていることである²⁷⁾。ILO は、結社の自由 (87 号条約、98 号条約)、児童労働 (138 号条約)、強制労働 (29 号条約、105 号条約)、雇用差別 (100 号条約、111 号条約) という 4 つの領域については、批准していない国でもそれを遵守することを求めている。さらに、アジアの労働法における最低賃金 (26 号条約、131 号条約)、労働時間 (1 号条約)、休日と休暇 (14 号条約、106 号条約、52 号条約) などについては、ILO 条約の規定が最低水準となっている。

国際法、国際経済社会法

制度の関連する研究として、国際法、国際経済社会法、国際機関に関する研究も注目される。アジアフロンティア地域の国際経営と制度という視点で重要な国際機関、国際法は、WTO (世界貿易機関) と ILO であろう。WTO については、タイは 1995 年、ミャンマーは 1995 年、中国は 2001 年、カンボジアは 2004 年、ベトナムは 2007 年に WTO に加盟した。ILO (国際労働機関) については、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ、中国と全てのアジアフロンティア諸国が加盟している。

WTO (世界貿易機関)

第 2 次世界大戦後、自由貿易を促進することを目的に、1948 年に GATT (General Agreement on Tariffs and Trade: 関税及び貿易に関する一般協定) が発効した。自由貿易、最恵国待遇、内国民待遇などの原則に立ち、その活動は、関税引き下げ、輸入制限の撤廃、差別待遇の除去など多岐にわたった

WTO (World Trade Organization) は、ウルグアイ・ラウンド (1986-94 年) の合意にもとづき、1995 年に GATT を発展的に解消し、国際貿易の促進などを目的とする国際機関として設立された²⁸⁾。WTO は、GATT の基本精神を引き継ぐ形で、最恵国待遇、内国民待遇、

数量制限禁止、関税引き下げという 4 つの原則を定め、貿易自由化などを進めることを目的としている。

第 1 の最恵国待遇の原則とは、通商条約などにもとづいて、締約国の一方が他の第三国に与えているか、または将来与えることのある最も有利な待遇を締約相手国に対して与えることである (GATT 第 1 条)。すなわち、最恵国待遇とは、ある国が特定の国のみを優遇することは許されず、すべての国を平等に扱わなければならないという原則である。

第 2 の内国民待遇の原則とは、輸入品に対して適用される内国税や国内規制について、同種の国内産品に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならないことである (GATT 第 3 条)。すなわち、輸入品と国内産品の差別を禁止する原則である。

第 3 の数量制限禁止の原則とは、締約国は貿易政策として関税・課徴金以外に数量制限をしてはいけないことである (GATT 第 11 条)。すなわち、必要な国内産業の保護は関税のみで行なうべきであるという考え方である。ただし、例外として農林水産品の輸入 (GATT 第 11 条、12 条) などについては数量制限を認めている。

第 4 の関税引き下げ原則とは、最恵国待遇 (GATT 第 1 条)、および締約国相互の多角的交渉 (GATT 第 28 条) などにより、関税を可能な限り引き下げることが規定している。

WTO は、設立時から加盟国が増加し、それにともない WTO は、発展途上国と先進国、農産物輸出国と農産物輸入国、発展途上国内部、先進国内部などで利害対立が生じている。たとえば、サービス、農業、投資のルール策定などの問題が課題となっている。また、WTO は、サービス貿易や知的財産 (所有) 権も対象に含むようになった。なお、サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、流通などの国際取引である。知的財産 (所有) 権とは特許権、著作権、意匠権、商標権などである。

ベトナムは、WTO 加盟に向けて内資と外資

を平等に処遇する 2005 年企業法と 2005 年共通投資法を制定した。また、中国でも会社法、外資法などで WTO 加盟に向けて法制度の整備を行なった。

サービス貿易については、1995 年にサービス貿易に関する一般協定 (GATS: General Agreement on Trade in Services) が発効した。サービス貿易には、国際貿易、国際通信などの越境取引、外国人に対する国内サービス (外国人に対する観光、流通サービスなど)、外国での外国企業のサービス (海外支店による金融、観光サービスなど) がある (GATS 第 1 条)。サービス貿易についても最恵国待遇を規定している (GATS 第 2 条)。ただし、運輸航空サービス、金融サービス、電気通信の分野では、特則を付属書で定めている²⁹⁾。

サービス貿易での最恵国待遇を規定している (GATS 第 17 条)³⁰⁾。サービス貿易は、合理的・客観的かつ公平に実施されることを求めている (GATS 第 6 条)。つまり、サービス貿易での国内企業と外資企業の公平などを規定している³¹⁾。

加盟国は、自由化を約束した分野について市場アクセスの改善または保障の義務を負う (GATS 第 16 条)。具体的には、数量制限、外資進出形態の制限 (合弁の事業体について特定の形態の制限、または要求する措置)、外国資本の出資制限 (外国の株式保有比率または外国投資比率の上限を定めるもの) などがある³²⁾。

サービス貿易に関する一般協定では、加盟国は、漸進的自由化、すなわち WTO 効力後 5 年以内に引き続き交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行うとしている。 (GATS 第 19 条)。これは、発展途上国に配慮し、原則 5 年以内にサービス貿易を自由化するという漸進的自由化を認めた規定である³³⁾。

中国は、2001 年 12 月 WTO 加盟により、原則としてサービス産業の市場自由化が要求された。中国の流通分野 (小売業と卸売業) については、加盟後 5 年以内 (2006 年 12 月まで) に

段階的開放するという漸進的自由化を行なった。小売業については、地域的制限を加盟後 3 年以内に撤廃し、外資出資比率を加盟後 3 年以内に撤廃 (ただし自動車販売は 5 年以内) した。電気通信分野については、加盟後 6 年以内 (2007 年 12 月まで) に、国内・国際電話では地理的制限を撤廃し、外資出資制限を 49% 以下に、移動体通信では 2007 年 12 月までに地理的制限を撤廃し、外資出資制限を 49% 以下に、という漸進的自由化を行なった³⁴⁾。このような中国のサービス貿易の自由化により、イトーヨーカ堂、イオン・ジャスコ、伊勢丹、ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンなど日系流通業が中国に進出している。

ベトナムも 2007 年 1 月 WTO 加盟により、サービス産業の市場自由化が期待されている。サービス分野の自由化スケジュールとしては、コンピューター関連サービスは、加盟後 2 年後 (2009 年 1 月) から外資制限を撤廃する。流通サービスでは、加盟時 (2007 年 1 月) から卸売、小売、フランチャイズにおいて合弁形態の外資を解禁、さらに加盟後 2 年後 (2009 年 1 月) から 100% 外資を認める。日本との EPA (経済連携協定) が 2009 年に発効したことから日本のサービス産業のベトナム進出が期待される。

ILO (国際労働機関)

ILO (国際労働機関: International Labor Organization) は、第 1 次大戦後の 1919 年に国際連合の姉妹機関として創設された。第 2 次大戦後、労働者問題を担当する国連の専門機関となった³⁵⁾。ILO の目的・任務は憲章前文、およびフィラデルフィア宣言 (国際労働機関の目的に関する宣言) に記されている³⁶⁾。ILO 憲章前文では、世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができ、世界の平和や協調が危険にいたるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦・貧困を多数の人々にもたらす労働条件が存在する場合には、①労働時間の規制、②労働力供給の調整、③失業の防止、④妥当な生活賃金の支給、⑤疾病、疾

患、負傷への保護、⑥児童、年少者、女性の保護、⑦老年・廃疾に対する給付、⑧外国人労働者の利益の保護、⑨同一価値労働に対する同一報酬の原則、⑩結社の自由の原則の承認、⑪職業・技術教育の促進、などの措置を講ずることが急務であると謳っている。また、1944年に採択されたフィラデルフィア宣言では、ILOの基本原則として、①労働は商品ではない、②表現および結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない、③一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である、④欠乏に対する戦いは労働者および使用者と同等の地位において遂行すること、であると謳っている。

ILOは、国際労働基準として条約（議定書を含む）と勧告という2つの形式がある。条約は、国際的な最低の労働基準を定めており、加盟国は批准により受諾する。勧告は、批准がなく、拘束力がない、加盟各国が国内法や労働協約などで任意に採用できる国際労働基準である。条約数は185、勧告数は195であるが、日本は47の条約を批准している。なお、加盟国平均の条約批准数は41、OECD加盟国平均では72となっ

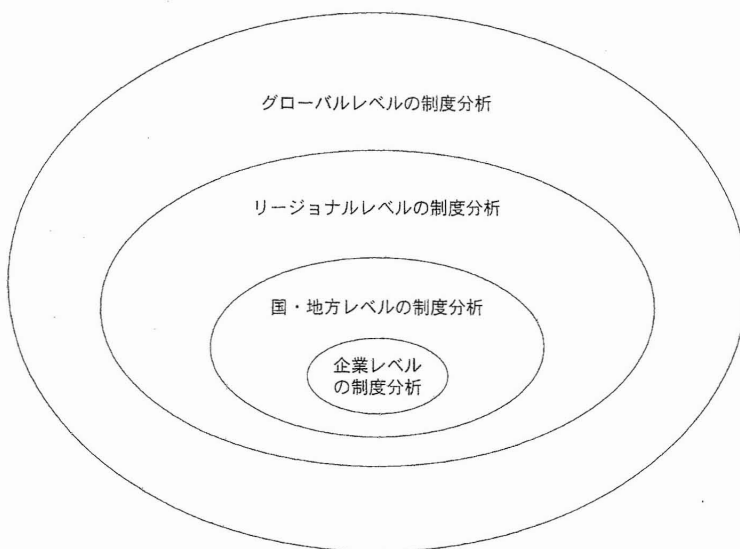
ており、日本の批准率の低さが目立つ³⁷⁾。ILO条約には、中核的8条約があり、これを尊重し、促進し、実現する義務があり、そのためにあらゆる措置をとるように求めている。ILOの中核的8条約とは、①結社の自由と団体交渉（87号条約、98号条約）、②強制労働の廃止（29号条約、105号条約）、③児童労働の廃止（138号条約、182号条約）、④雇用・職業の差別の廃止（100号条約、111号条約）、である。

なお、ILO加盟国は178カ国、アジアフロンティア諸国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、およびタイ、中国はILOに正式加盟している。

制度（institution）とは何か

制度とは、社会における規則、ルールである。さらに、制度は人々によって考案された制約であり、相互作用を形づくり、また、インセンティブ構造でもある。制度は、社会の人間同士の相互作用のために設けるルールであり、それが人間行動にパターンを与えることに

図1 制度分析のフレームワーク



(出所：著者作成)

よって、人間同士の相互作用に伴う不確実性を減らす。具体的には以下の制度が重要である。

第1は、フォーマルな制度・ルールである。経済制度、政治制度、法制度、企業制度、労働・労資関係制度、契約などである。

第2はインフォーマルな制度・ルールである。社会規範、慣習、文化、道徳などである。

本稿では、制度として経済制度、政治制度、企業制度、法制度を中心として考察する。特に、法制度（企業法、投資法、労働法など）と企業制度を重点に置く。本書は、アジアフロンティア諸国での経済体制や経済政策などの経済制度、国の政治制度、企業活動としての企業制度、法律や通達で定められた法制度などについて、国際経営の視点で研究する。

著者の制度分析のフレームワークは、図1である。

制度分析のレベルとして、グローバルレベル、リージョナルレベル、国・地方のレベル、企業レベルの4つに分類する。

第1のグローバルレベルの制度として、①国際機関、例えば国連、WTO、IMF、国連、世界銀行、ADB（アジア開発銀行）など、②国際組織、例えば、環境基準（ISO）、グローバル標準・規格標準、国際会計基準などがある。

第2のリージョナルレベルの制度として、地域組織、地域統合、地域連携、例えばASEAN、AFTA、GMS、FTA、EU、MERCOURなどがある。

第3の国・地方のレベルの制度として、①経済制度、例えば経済体制、資本主義の多様モデル、市場と規制、社会主義から市場主義への移行（急進主義と漸進主義）、外資導入政策など、②政治制度、例えば政治体制、共産主義国、軍事政権、官僚制など、③法制度、例えば憲法、商法、労働法、外資法、民法、法制度の公正な執行、裁判など、④企業制度、例えば会社法、コーポレートガバナンス、取引、契約、企業規範など、⑤労働・労資関係制度、例えば労働法、労資関係、労務管理、労働慣行など、⑥社会制

度、社会規範、文化・価値規範、慣習、家族制度、宗教、文化、教育など、がある。

第4の企業レベルの制度として企業規則（定款、社則などの各種規則）、企業内人的資源管理、組織間関係（取引先、銀行、部品・原材料供給、流通、資本市場、消費者など）、生産システム、などがある。

制度分析では、執行（enforcement）という概念も重要である。制度は、執行されなければ有効でなくなることがある。執行は、法の実際の運用、取り締まり、または違反した場合の処罰、裁判システムである。たとえば、国は労働法を定めるが、もし政府が定められた法律を執行しなければ、企業は労働法が存在しないような行動をするかもしれない。法律を厳密に執行する国もあれば、少しだけとか、あるいはまったく執行しない国がある。執行は、一国の制度的枠組みを構成する不可欠な部分であり、その国の経済パフォーマンスの違いを説明する最も重要な要素である³⁸⁾。

制度の要素である法制度、経済制度、政治制度、企業制度、社会制度などは、相互に密接に関連、影響しているという視点も重要である。たとえば、労働法は一般には労働者に関する法制度であるが、国民の生活という社会的要素ももつ。会社法は一般には企業に関する法制度であるが、政治的要素（たとえば国有企業も民営化のような）をもつのである。

ASEAN と AFTA

AFTA と日本企業の戦略

日本企業のアジアへの直接投資や戦略提携といったアジア戦略において、AFTAの動向は極めて重要である³⁹⁾。

AFTA（ASEAN自由貿易地域：ASEAN Free Trade Area）は、1992年1月にシンガポールにおいて開催された第4回ASEAN首脳会議において、ASEAN域内の自由貿易構想として正式に合意され、1993年から2008年ま

での15年間でAFTAを実現することで合意した。1993年1月より、AFTA実現のためのメカニズムである共通有効特惠関税(CEPT: Common Effective Preference Tariff)スキームが開始された。その後、CEPTの最終関税率は(0~5%)実現目標年は、ASEAN原加盟国であるブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの6カ国は2002年、新規加盟国では、ベトナムが2006年、ラオス、ミャンマーが2008年、カンボジアが2010年となっている。

AFTAの主要な目的は、域内の関税障壁及び非関税障壁の除去等により域内貿易の自由化を図り、国際市場向け生産拠点としてASEANの競争力の強化、域内経済の一層の活性化を図ることである。具体的には、域内貿易の活性化、海外からの直接投資および域内投資の促進、域内産業の国際競争力の強化をはかることを狙いとしている。

AFTAの中心な政策である共通有効特惠関税(CEPT)の対象品目は、域内で生産された全ての工業製品と農産品とされており、それぞれ適用品目リスト(IL: Inclusion List、関税引き下げ対象品目)、一時的除外品目リスト(TEL: Temporary Exclusion List)等に分類される。ただし、CEPTの例外品目として、一般的除外品目(国防、生命・健康の保護、歴史・考古学的保護)、一時的除外品目(CEPTの対象とするには未だ整備の整っていない品目)、センシティブ品目(一部の未加工農産品)の3種類があり、後者2種類については、最終的にCEPT適用品目とすることが決められている。

ASEANは、AFTAの最終目標として、99年9月のASEAN経済閣僚会議において輸入関税撤廃の目標年につき決定(原加盟国は2015年、新規加盟国は2018年)。その後、同年12月の第3回ASEAN非公式首脳会議において、輸入関税撤廃に関する9月の経済閣僚会議の決定を更に早め、原加盟国6カ国については2015年から2010年に前倒して輸入関税撤

廃を実施すること、また新規加盟国については、幾つかの例外品目を除き、2018年から2015年に前倒して実施することで原則合意した。よって、AFTAの関税撤廃の最終実現は、今のところ2015年となる見込みである。

ASEAN原加盟6カ国の関税引き下げの実施状況については、一部の品目で遅れている国があるものの、2002年までのCEPTの最終関税率(0~5%)実現は概ね達成されている。今後は関税の撤廃に向けた取組みが重要となる。新規加盟4カ国の関税引き下げスケジュールについては、努力目標的な色彩が強く拘束力は弱いものとなっており、今後の実施状況を注視していく必要がある。

以上のような、ASEAN諸国におけるAFTAの進展は、日本企業アジア戦略の再編をもたらしている。特に、電機、機械、自動車産業を中心とした日系企業は、東南アジア諸国内で最適立地を求めて国際分業が進展してきている。ASEANで最も比較優位の国に、製品や部品生産の拠点を集約し、ASEANで最適な工程・部品・製品分業をしようとする動きである。日本企業のアジア戦略において、このようなASEAN域内で国際分業が一層進むであろう。

ASEANと中国とのFTA

アジア地域の経済的関係として注目されるのは、ASEANと中国との間にFTA(自由貿易協定)が実現しつつあることである。タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ブルネイのASEAN先発加盟国6国と中国は、2005年からFTAの一部品目の先行実施に踏み切った。これで関税を引き下げる品目は、中国とASEAN6カ国との間の貿易品目の9割以上をカバーする7000品目強で、大半の関税率が5%以下になる。2010年をめぐりに、関税率ゼロを目指すとしている。ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスの後発加盟国と中国の間でも、2015年をめぐりに関税率ゼロをめざすとしている。

日本とアジアの FTA

日本においても、FTA が実現してきている。日本政府は、FTA の要素を含む経済連携協定 (EPA) も重視している。経済連携協定とは、FTA の要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等、市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定である。

2005 年 5 月、日本はマレーシアとの間で FTA を核とする経済連携協定に合意した。その後、日本政府は、シンガポール、フィリピン、インドネシアとの間でも、経済連携協定が合意している。日本と ASEAN との間でも、2007 年 8 月に合意した。オーストラリアやニュージーランドとの間でも、FTA を含めた経済連携協定の締結に向けた協議を始めている。

以上のような日本の FTA の進展は、日本とアジア太平洋諸国との投資関係、貿易関係をさらに緊密化することになる。

アジア諸国の FTA の状況のみてみよう。中国とシンガポールは、2008 年 9 月 FTA で妥結した。ASEAN とインドの FTA では、自由化除外品目を 489 に減らして、物品の輸入関税を引き下げることで合意した。これを受けてソニーがタイからインドへの輸出を増やす計画である。ASEAN とオーストラリア、ニュージー

ランドの FTA では、物品の輸入関税の引き下げに加えて、サービス、投資、知的財産を含む締結で合意した。これを受けて、ホンダはタイからオーストラリアへの輸出を増やす計画である。

以上のように、アジア諸国においても域内やオセアニア諸国との FTA が進展してきている。日本企業においても、FTA に対応した国際経営戦略が重要となってきた。著者が特に注目しているのは、インドと ASEAN との FTA である。これからの発展が期待される大国インド市場への日本企業の戦略において、ASEAN で生産しインドへ輸出するという戦略が有利な状況となる。日本企業の輸出拠点としての ASEAN の重要性はますます高まるであろう。

アジアのフロンティア諸国 CLMVT (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイ) と中国

現在経済発展は遅れているが、これから発展が期待されている国としてカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、および中進国タイの頭文字をとって CLMVT と呼んでいる。

表 1 および表 2 は、CLMVT の経済関連統計と人的資源関連統計をみたものである。

CLMVT の人口をみると、ベトナムが最も多

表 1 CLMVT の経済関連統計

	人口 (100万人)	人口密度 (1km ²)	国民総所得 (GNI), (10 億ドル)	1 人当たりの国 民総所得 (1 ドル)	PPP 表示の国民 総所 (10 億ドル)	PPP 表示 1 人当 り国民総所得 (1 ドル)
ベトナム	85	275	67.2	790	216.9	2,550
カンボジア	14	82	7.9	540	24.5	1,690
ラオス	6	25	3.4	580	11.4	1,940
ミャンマー	49	74	-	219 (IMF 推定)	-	-
タイ	64	125	217.4	3,400	503.1	7,880
中国	1,320	142	3,120.9	2,360	7,083.5	5,370
日本	128	351	4,813.3	37,670	4,420.6	34,600

(世界銀行「世界開発報告 2009」の主要開発指標より著者作成)

表2 CLMVTの人的資源関連統計

	成人識字率 (%)	出生時余命(男)	出生時余命(女)	1日1ドル未満の人口 (%)	1日1ドル(PPPドル)の人口 (%)	初等教育修了率 (%)
ベトナム	90	68	73	-	7.1	94
カンボジア	74	54	61	66.0	6.8	92
ラオス	69	62	65	27.0	8.1	76
タイ	93	68	74	2以下	6.3	82
中国	91	70	74	9.9	4.3	98

(世界銀行「世界開発報告2009」の主要開発指標より著者作成)

く8,500万人、タイ6,400万人、ミャンマー4,900万人、カンボジア1,400万人、ラオス600万人である。CLMVTの合計人口は2億1,800万人と、かなりの人口規模の地域となる。CLMVTに中国を加えると、人口規模は15億3,800万人とのなり、世界人口(66億1,200万人:世界銀行の統計)の約4分の1となる。CLMVTと中国は、人口規模からすると、極めて大きな地域であり、潜在的市場としても大きいと言える。

国民所得からみると、CLMVTはタイを除くとかなり低い水準である。1人当たりの国民総所得(GNI)は、タイが3,400ドルであるが、ベトナムが790ドル、カンボジアが540ドル、ラオスが580ドル、ミャンマーが219ドルである。各国の物価水準を考慮した購買力平価(PPP)による1人当たりの国民総所得の統計では、タイが7,880ドル、ベトナムが2,550ドル、カンボジアが1,690ドル、ラオスが1,940ドルと高い数字になっている(なお、日本の購買力平価による1人あたりの国民所得は32,600ドル、中国のそれは5,870ドルである。)CLMVTは、依然として低開発国の水準にある。

成人識字率と初等教育修了率をみると、教育水準はタイとベトナムが最も高く、カンボジアとラオスはまだ課題が多いと言えるであろう。識字率は、タイ93%、ベトナム90%に対して、カンボジア74%、ラオス69%である。初等教育修了率は、ベトナム94%、カンボジア92%、タイ82%、ラオス76%である。CLMVTでは、教育水準が高いのはタイとベトナムである。ベ

トナムの教育水準の高さは、これからの経済発展にとって大きな優位性となるであろう。

貧困の指標としての1日1ドル未満の人口(PPPドル)をみると、ラオス8.1%、ベトナム7.1%、カンボジア6.8%となっている。CLVは、近年貧困は改善してきつつあるが、貧困の問題は依然として大きな問題である。

おわりに一制度分析と国際経営

著者は、国際経営研究において、経営学の視点での研究のみならず、国際経営環境・制度の視点での研究が重要であると考えている。すなわち、企業のグローバル化は、異質な環境・制度下での企業競争という状況であるため、国内戦略以上に、経営環境・制度への認識が重要である。特に経営環境に不確実性や異質性が高いアジアフロンティア諸国の国際経営を解明する場合、経営環境としての法、経済、政治などの制度の視点での分析が不可欠である。国際経営研究における制度として経済・法律・政治・社会制度が重要であろう。

本稿では、制度とは何かについて言及し、地域統合の制度としてのAFTAのケースを取り上げた。本論文は、制度研究の先行研究をサーベイし、アジアフロンティア諸国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイおよび中国に関する制度と国際経営環境について論じた。著者は、フロンティア分野としての制度と国際経営に関して今後とも研究に取り組ん

でいきたいと考えている。

〔注〕

- 1) 新制度派経済学については、Yeager (1999), Eggertsson (1990), Jensen (1998), Jensen (2000), 菊澤研宗編著 (2006)、などに詳しい解説がある。
 - 2) Simon (1997), および March & Simon (1958) を参照。
 - 3) Williamson (1975)。
 - 4) North の代表的著作として、North (1990) がある。
 - 5) この定義は、青木 (1995) 1 ページによる。
 - 6) North (1990)、訳書 3 ページによる。
 - 7) North (1990)、訳書 4 ページによる。
 - 8) この比較制度分析の視点からの分析の類型は、青木 (1996) 2 ページによる。
 - 9) 青木 (1996) は、この戦略的補完性の説明として、以下の事例を挙げている。
「たとえば、日本の鉄道網の中心をなす JR のシステムでは、新幹線を除いて線路の幅は狭軌に統一されている。列車の相互乗り入れの可能性や、それが駄目な場合の荷物や旅客の乗り換えに伴う費用を考えれば、新たな鉄道を造る場合、既存の鉄道網が狭軌中心なら狭軌の、広軌中心なら広軌の新鉄道を造ることが有利である。このように、システムの中で 1 つの仕組み（狭軌鉄道）の割合が増えるほど、その仕組みを選ぶことが有利になることを、「戦略的補完性 (strategic complementarity)」が存在するという。(同書 8 ページ)」
 - 10) 青木 (1996) は、この制度的補完性の説明として、以下の事例を挙げている。
「制度や仕組みには、それら同士の間にも補完性が存在する。例えば、船舶・鉄道・航空機などを使った大量輸送のためには、港湾・駅・空港などのインフラストラクチャが必要である。しかしこ
- れらの輸送インフラがあるからといって、輸送需要が生まれるわけではない。輸送インフラは後背地の需要に支えられているからである。他方・輸送インフラが存在しなければ後背地の利便性は低へ、人口も増えず商業蓄積も生まれえない。輸送インフラと後背地の蓄積の間には、お互いの補完性が存在するのである。このような 1 つの経済システムに存在する多様な制度的仕組みが、お互いが制度的補完の関係にあることが「制度的補完性 (institutional complementarity)」であり、これが経済システムの強靱さを強めているのである。(同書 79 ページ)」
- 11) 青木 (1996) は、この経路依存性の説明として、以下の事例をあげている。
「たとえば、明治時代に日本の鉄道が狭軌を採用したのは、狭小な国土の中で急速に鉄道建設を行う必要があった一方、経済発展を始めたばかりで資本蓄積の小さい日本経済にとって、それが経済負担の少ない選択だったからである。異なる制度の社会的適合度は、経済システムが直面する歴史的・技術的・社会的・経済的環境に依存するのであり、これが比較制度分析で重要な役割を果たす経済システムの「経路依存性 (pathdependence)」である。(同書 8 ページ)」
 - 12) Marsden (1999)。
 - 13) Marsden (1999)、訳書 59 ページ、349 ページ。
 - 14) Marsden (1999)、訳書 61 ページ、349 ページ。
 - 15) Marsden (1999)、訳書 46 ページ、159 ページ。
 - 16) Marsden (1999)、訳書 65 ページ、159 ページ。
 - 17) Marsden (1999)、訳書 158-163 ページ。

- 18) Crouch & Streek (1997)、訳書 9-11 ページ。
- 19) Boyer (2004)、訳書 14-15 ページ、74-81 ページ。
- 20) Boyer (2004)、訳書 27-28 ページ。
- 21) Amable (2003)、訳書 199-208 ページ。
- 22) Albert (1991)、訳書 34-35 ページ。
- 23) 移行の経済学の代表的な研究として、Lavigne (1999)、石川・原 (1999)、大野 (1996) などがある。
- 24) 安田 (2005)、197-199 ページ。
- 25) 香川 (2000)、3-10 ページ。
- 26) 香川 (2000)、13 ページ。
- 27) 香川 (2000)、56-82 ページ。
- 28) WTO については、田村次郎 (2006)、UFJ 総合研究所編 (2005)、外務省経済局サービス貿易室編 (1997)、経済産業省通商政策局編 (2008)、などが詳しい解説を行なっている。
- 29) GATS 第 2 条の条文は以下である (外務省経済局サービス貿易室編 (1997) による)。「第 2 条最恵国待遇
1. 加盟国は、この協定の対象となる措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他の国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。
2. 加盟国は、1 の規定に合致しない措置であっても、第 2 条の免除に関する附属書 (運輸航空サービスに関する附属書、金融サービスに関する附属書、電気通信に関する附属書) に掲げられ、かつ、同附属書に定める要件を満たす場合において、当該措置を維持することができる。」
- 30) GATS 第 17 条の条文は以下である (外務省経済局サービス貿易室編 (1997) による)。
「第 17 条内国民待遇
加盟国は、その約束表に記載した分野
- において、かつ、当該約束表に定める条約及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービスの提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。」
- 31) GATS 第 6 条の条文は以下である (外務省経済局サービス貿易室編 (1997) による)。
「第 6 条国内規制
加盟国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用される全ての措置であってサービス貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公正な様態で実施されることを確保する。」
- 32) GATS 第 16 条の条文は以下である (外務省経済局サービス貿易室編 (1997) による)。
「第 16 条市場アクセス
1. 加盟国は、第 1 条に規定するサービスの提供の様態による市場アクセスに関し、他の加盟国のサービスおよびサービス提供者に対し、自国の約束表において合意し、特定した制限および条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。
2. 加盟国は、市場アクセスに係わる約束を行った分野において、自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず次の措置を維持し、またはとってはならない。
(a) - (f) は省略
(e) サービスが合弁企業の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法人事業体について特定の形態を制限しまたは要求する措置。
(f) 外国資本の参加の制限 (外国の株

- 式保有比率または個別もしくは全体の外国投資の総額の比率の上限を定めるもの。)
- 33) GATS 第 19 条の条文は以下である (外務省経済局サービス貿易室編 (1997) による)。
「第 19 条漸進的な自由化、特定の約束についての交渉
1, 加盟国は、この協定の目的に従い及び漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から 5 年以内に引き続き交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う。当該交渉は効率的な市場アクセスを与える手段として、加盟国の措置がサービス貿易に及ぼす悪影響を軽減し又は除去することを目的とする。この漸進的な自由化の過程は、全ての参加国の利益互助的な基礎の上に増進し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保することを目的とする。」
- 34) 経済産業省通商政策局編 (2008)、43-49 ページ。
- 35) ILO については、日本 ILO 協会 (1999、2004)、中山 (1998)、吾郷 (2005) に詳しい解説がある。
- 36) ILO 憲章前文、およびフィラデルフィア宣言 (国際労働機関の目的に関する宣言) については、日本 ILO 協会 (1999) に日本語訳がある。
- 37) 日本 ILO 協会 (2005)、20 ページ。
- 38) Yeager (1999) , 邦訳 13 ページ。
- 39) AFTA、FTA については、ジェットロ編 (2009)、通産省通商政策局編 (2008) に詳しい解説がある。
- Aglietta, M., and Reberioux, A. *Corporate Governance Drift : A Critique of Shareholder Value*, Edward Elgar Publishers, 2005.
- Albert, M. *Capitalisme Cotre Capitalisme*, de Seuil, 1991. (アルバート、M. 小池はるひ訳『資本主義対資本主義』竹内書店。)
- Amable, B. *The Diversity of Modern Capitalism*, 2003. (アマブル、B. 山田鋭夫訳『5つの資本主義』藤原書店。)
- Bebchuk, L., and Fried, J. M. *Pay Without Performance : The Unfulfilled Promise of Executive Compensation*, Harvard University Press, 2004.
- Bellah, R. N. *Tokugawa Region, The Free Press*, 1957. (ベラー、R. N. 堀・池田訳『日本近代化と宗教倫理』未来社。)
- Boyer, R. *L' apres-fordisme*, Jean-Pierre Durand, 1993. (ボイヤ、R. 荒井壽夫訳『アフター・フォードイズム』ミネルヴァ書房。)
- Charkham, J. P. *Keeping Good Company : A Study of Corporate Governance in Five Countries*, Oxford University Press, 1994.
- Chew, D. H. *Studies in International Corporate Finance and Governance Systems : A Comparison of the Economic Performance*, Oxford University Press, 1997.
- Clark, K. B., and Fujimoto, T. *Product Development Performance*, Harvard Business School Press, 1991. (クラーク、K. B., 他 田村明比古訳『製品開発力』ダイヤモンド社。)
- Coase, R.H. *The Firm, the market, and the law*, The University of Chicago Press. (コース、R. H. 宮沢・後藤・藤垣訳『企業・市場・法』東洋経済新報社。)
- Coles, R. E. *Work, Mobility, and Participation*, University of California Press, 1979.
- Crouch, C., and Streek W. *Political Economy of Modern Capitalism*, 1977. Colin Crouch & Wolfgang (クラウチ、C. 山田鋭夫訳『現

〔参考文献〕

Adler, N. J. *International Dimensions of Organizational Behavior*, Kent Publishing, 1986.

- 在の資本主義制度—グローバリズムと多様性』NTT出版。)
- Dore, R. P. *British Factory -Japanese Factory*, University of California Press, 1973. (ドア、R. P. 山之内・永易訳『イギリスの工場・日本の工場—労使関係の比較社会学』筑摩書房。)
- Dore, R. P. *Flexible Rigidities*, Athlone Press, 1986.
- Dore, R. P. *Taking Japan Seriously*, Athlone Press, 1987.
- Gourevitch, P. A., and Shinn J. J. *Political Power and Corporate Control Politics of Corporate Governance*, Princeton University Press, 2005.
- Hall, P. A., and Soskice, D. *Varieties of Capitalism: Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press, 2001. (ホール、P. A.、他 遠藤・我孫子・山田・宇仁・藤田訳『資本主義の多様性—比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版。)
- Hampden, C. M., and Trompenaars, A. *Seven Culture of Capitalism*, Charles Mampden-Turner, 1993. (ハムデン、C. M.、他 上原・若田部訳『7つの資本主義』日本経済新聞社。)
- Hodgson, G. M. *Economics and Institutions : A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Geoffrey Hodgson, 1988. (ホッジソン、G. M. 八木・橋本・家本・中矢訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会。)
- Hofsted, G. *Culture's Consequences*, SAGE, 1980. (ホフステッド、G. 萬成・安藤監訳『経営文化の国際比較』産能大出版部。)
- Jacoby, S.M. *The Embedded Corporation : Corporate Governance and Employment Relations in Japan and the United States*, Princeton University Press, 2005.
- Jensen, M. C. *Foundations of Organizational Strategy*, Harvard University Press, 1998.
- Jensen, M. C. *A Theory of The Firm : Governance, Residual Claims, and Organizational Forms*, Harvard University Press, 2000.
- Kay, J. *Culture and Prosperity*, Harper, 2004. (ケイ、佐和隆光監訳『市場の真実』中央経済社。)
- Keer, C. *The Future of Industrial Societies : Convergence or Continuing*, Harvard University Press., 1983. (キール、C. 嘉治元朗監訳『産業社会のゆくえ—収斂か拡散か』東京大学出版会。)
- Keer, C., Dunlop, J. T., Harbison, F. H., and Myers, C. H. *Industrialism and Industrial Man*, Harvard University Press, 1960. (キール、C., 他 中山伊知郎監訳『インダストリアリズム』東洋経済新報社。)
- Marie, L. *The Economics of Transition*, 1999, Macmillan. (栖原訳『移行の経済学』日本評論社。)
- Marsden, D. *A Theory of Employment Systems : Micro-Foundations of Society Divers*, Oxford University Press, 1999. (マースデン、D. 宮本光晴・久保克行訳『雇用システムの理論』NTT出版。)
- March, J. G., and Simon, H. A. *Organizations*, John Wiley & Sons, 1958. (マーチ、J. G.、他 土屋守章訳『オーガニゼーションズ』ダイヤモンド社。)
- Milgram, P., and Roberts, J. *Economics, Organization, & Management*, 1992, Prentice Hall. (ミルグラム、P.、他 奥野正博他訳『組織の経済学』NTT出版。)
- Nath, R. *Comparative Management : A Regional View*, Ballinger, 1988.
- North, D. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, 1990, Cambridge University Press. (ノース、D. 竹下訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房。)

- Orlean, A. *Le Pouvoir De La Finance*, Odile Jacob, 1999. (オリリーン、A. 坂口・清水訳『金融の権力』藤原書店。)
- Persons, T., and Shils, E. A. *Toward a General Theory of Actions*, 1954, Harvard University Press. (ピアソンズ、T.、他 永井・作田・橋本訳『行為の総合理論をめざして』日本評論社。)
- Piore, M. J., and Sabel, C. F. *The Second Industrial Divide*, Basic Books, 1984. (ピオール、M. J.、他 山之内・永易・石田訳『第2の産業分水嶺』筑摩書房。)
- Porter, M. E. *The Competitive Advantage of Nation*, The Free Press, 1990. (ポーター、M. E. 土岐・中辻・小野寺・戸成訳『国の競争優位 (上) (下)』ダイヤモンド社。)
- Roberts, J. *The Modern Firms: Design for Performance and Growth*, Oxford University Press, 2004. (ロバーツ、J. 谷口和弘訳『現代企業の組織デザイナー-戦略経営の経済学』NTT 出版。)
- Scott, W. *Institution and Organization*, Sage, 1995 (スコット、W. 河野・板橋訳『制度と組織』税務経理協会。)
- Simon, H. A. *Administrative Behavior*, The Free Press, 1997. (サイモン、H. A. 二村・桑田・高尾・西脇・高柳訳『経営行動-経営組織における意思決定過程の研究』ダイヤモンド社。)
- Todaro, M. P. and Smith, S. C. *Economic Development*, Addison-Wesley, 2003 年. (トダロ、M. P.、他 岡田監訳『開発経済学』国際協力出版会。)
- UNDP. *Human Development Report 2007/2008*, the United Nation Development Program, 2008.
- Williamson, O. *Markets and Hierarchies : Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press, 1975. (ウィリアムソン、O. 浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社。)
- Williamson, O. *The Economic Institutions of Capitalism : Firms, Markets, Relational Contracting*, The Free Press, 1985.
- Williamson, O. *The Mechanisms of Governance*, Oxford University Press, 1996.
- World Bank, *World Development Report 2009*, The World Bank, 2009.
- Yeager, T. J. *Institutions, Transition Economics, and Economic Development*, Westview Press, 1999. (イーガー、T. J. 青山繁訳『新制度派経済学入門』東洋経済新報社。)
- グエン・スアン・オアイン、丹野勲編訳『概説ベトナム経済』有斐閣、1995 年。
- スコット、S.、仲田正機、長谷川治清著『企業と管理の国際比較-英米型と日本型』中央経済社、2006 年。
- ドーア、R. 『誰のための会社にするか』岩波書店、2006 年。
- ボウイエ、R.、山田鋭夫『レギュラシオンコレクション1 危険-資本主義』藤原書店、1993 年。
- ボウイエ、R.、山田鋭夫『レギュラシオンコレクション2 転換-社会主義』藤原書店、1993 年。
- ボウイエ、R.、山田鋭夫『レギュラシオンコレクション3 ラポール・サラリアル』藤原書店、1996 年。
- ボウイエ、R.、山田鋭夫『レギュラシオンコレクション4 国際レジームの再編』藤原書店、1997 年。
- マッシュ、R. N.・萬成博著『近代化と日本の工場』東京大学出版会、1977 年。
- 安保哲夫、板垣博、上山邦雄、河村哲二、公文博『アメリカに生きる日本的生産システム』東洋経済新報社、1991 年。
- 青木昌彦『日本経済の制度分析』筑摩書房、1992 年。
- 青木昌彦『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社、1995 年。

- 青木昌彦、奥野正寛『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年。
- 青木昌彦『比較制度分析に向けて』NTT出版、2001年。
- 天川直子編『後発 ASEAN 諸国の工業化』アジア経済研究所、2006年。
- 吾郷眞一『国際経済社会法』三省堂、2005年。
- 今泉信也、安部誠『東アジアの企業統治と企業統制改革』アジア経済研究所、2005年。
- 市村眞一編『アジアに根づく日本の経営』東洋経済新報社、1988年。
- 石川滋、原洋之助『ヴェトナムの市場経済化』東洋経済新報社、1999年。
- 石田正美、工藤年博『大メコン圏経済協力』アジア経済研究所、2007年。
- 石田正美編『メコン地域開発』アジア経済研究所、2005年。
- 板垣博編著『日本の経営・生産システムと東アジア』ミネルヴァ書房、1977年。
- 大西康雄編『中国・ASEAN 経済関係の新展開』アジア経済研究所、2006年。
- 大橋昭一、小田章、G. シャンツ『日本の経営とドイツの経営』千倉書房、1995年。
- 岡本康雄編著『日系企業 in 東アジア』有斐閣、1998年。
- 岡本康雄編著『北米日系企業の経営』同文館、2000年。
- 大野健一『市場移行戦略』有斐閣、1996年。
- 大野健一、桜井宏二郎『東アジアの開発経済学』有斐閣、1997年。
- 小口彦太、田中信行『現代中国法』成文堂、2004年。
- 外務省経済局サービス貿易室編『WTO サービス貿易一般協定』日本国際問題研究所、1997年。
- 加護野忠男、野中郁次郎、榊原清則、奥村昭博『日米企業の経営比較』日本経済新聞社、1983年。
- 香川孝三『アジアの労働と法』信山社、2000年。
- 神田秀樹編『コーポレートガバナンスにおける商法の役割』中央経済社、2005年。
- 野野勝『制度』東京大学出版会、2002年。
- 菊池敏夫、平田光弘『企業統治の国際比較』文眞堂、2005年。
- 菊澤研宗『比較コーポレート・ガバナンス論』有斐閣、2004年。
- 菊澤研宗『日米独組織の経済分析—新制度派比較組織論』文眞堂、1988年。
- 菊澤研宗編著『業界分析組織の経済学—新制度派経済学の応用』中央経済社、2006年。
- 呉敬漣『現代中国の経済改革』NTT出版、2007年。
- 小池和男、猪木武徳編著『人材形成の国際比較—東アジアと日本』東洋経済新報社、1987年。
- 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2008年版』時事画報社、2008年。
- 小池和男、猪木武徳編著『ホワイトカラーの人材形成—日米英独の比較』東洋経済新報社、2002年。
- 小林耕二『比較政治』東京大学出版会、2001年。
- 小林昌之『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所、2000年。
- 坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略』アジア経済研究所、2006年。
- 作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所、2002年。
- 澤田康幸、園部哲史編著『市場と経済発展』東洋経済新報社、2006年。
- 宍戸善一、常木淳『法と経済学』有斐閣、2004年。
- 志村治美『東アジアの会社法』法律文化社、2003年。
- 白木三秀『国際人的資源管理の比較分析—「多国籍内部労働市場」の視点から』有斐閣、2006年。
- 末廣昭『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会、2000年。
- 高橋敏夫『コーポレートガバナンス』中央経済社、1995年。
- 館林正彦、曾我謙悟、街鳥聡史『比較政治制度

- 論』有斐閣、2008年。
- 田村次郎『WTOガイドブック』弘文堂、2006年。
- 丹野勲、原田仁文『ベトナム現地化の国際経営比較』文眞堂、2005年。
- 丹野勲『アジア太平洋の国際経営』同文館、2005年。
- 中央大学経済研究所『市場経済移行政策と経済発展』中央大学出版部、1998年。
- 富永健一『産業社会の転機』東京大学出版会、1988年。
- 中山和久編著『教材国際労働法』三省堂、1998年。
- 日本政策投資銀行編『メコン地域国の経済発展戦略』日本評論社、2005年。
- 日本ILO協会編『講座ILO-社会正義の実現をめざして(上巻)』日本ILO協会、1999年。
- 日本ILO協会編『講座ILO-社会正義の実現をめざして(下巻)』日本ILO協会、1999年。
- 日本ILO協会編『職場の基本的権利と国際労働基準—ILO基本条約の解説』日本ILO協会、2004年。
- 日本ILO協会編『ILOのあらまし』日本ILO協会、2005年。
- 原洋之介『開発経済論』岩波書店、1996年。
- 深尾光洋、森田泰子『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社、1997年。
- 三輪芳郎、神田秀樹、柳川範之『会社法の経済学』東京大学出版会、1998年。
- 森淳一郎『東アジアのコーポレートガバナンス』九州大学出版会、2005年。
- 盛山和夫『制度論の構図』創文社、1995年。
- 盛山和夫『権力』東京大学出版会、200年。
- 安田信之『開発法学』名古屋大学出版会、2003年。
- 山田鋭夫『さまざまな資本主義—比較資本主義分析』藤原書店、2008年。
- UFJ総合研究所編『WTO入門』日本評論社、2005年。
- 渡辺利夫編『東アジア市場統合への道』劉草書房、2004年。